アトツギニス~ど

宮城県事業承継支援体制強化事業補助金のご案内

(公財)みやぎ産業振興機構 宮城県事業承継ネットワーク事務局では、新型コロナウイルスの影響 下にあっても、事業承継の実行手続きを行う中小企業・小規模事業者の皆様を支援します。

●対象となる方

親族内又は従業員へ事業承継を行う県内中小企業者(個人事業者も含みます)で、以下の要件を満 たす方。

- 1) 事業承継ネットワーク^(注1)参画機関や認定支援機関^(注2)などの支援で事業承継計画を策定して いること。
- 2) 今後5年以内に後継者へ資産の移転や経営権の移譲を実行する見込みがあること。
- ※事業承継計画を策定していない方は、事業承継ネットワーク事務局へご相談ください。

●対象となる事業・経費

1) 専門家(税理士、公認会計士、弁護士、司法書士、中小企業診断士等)を活用し、円滑な事 業承継の実行を図る事業。 (専門家には顧問先も該当します)

<具体的な事例>

- ◎株式の評価
- ◎民事信託
- ◎贈与、譲渡契約
- ◎法務・財務デューデリジェンス(DD) ◎相続税・贈与税の算定等、法務・税務上の手続き
- 2)対象経費は専門家の謝金、その他事業を実施する上で必要と認められる経費となります。
- ※専門家と連名で申し込みください。

●補助限度額

1事業者あたり上限25万円

- ・補助対象経費の1/2を補助します。25万円が上限です。
- ・補助金に消費税、登録免許税他、税金は対象となりません。

申請期間

令和2年6月22日~令和2年12月25日

- ・対象事業完了後、令和3年2月12日までに事業承継ネットワーク事務局に実績報告が到着 すること。
- ・期間内であっても予算に達し次第、受付を終了いたします。
- ※審査の結果、ご要望に沿えない場合がございます。
- ※申請様式・取扱要領は 宮城県事業承継ネットワークポータルサイトからダウンロードできます。
- (注1) 事業承継ネットワークとは・・・県内の商工団体、同業団体、金融機関、士業団体、国、県、市町村等で構成され、中小企業・ 小規模事業者の事業承継支援に取り組んでいます。
- (注2) 認定支援機関とは・・・専門知識や実務経験が一定レベル以上の者に対し、国が認定する公的な支援機関です。(具体的には、 税理士、公認会計士、弁護士、商工会、商工会議所、金融機関、等が認定されています)

-<申請書類の郵送先・問い合わせ先>

公益財団法人みやぎ産業振興機構

宮城県事業承継ネットワーク事務局(宮城県事業引継ぎ支援センター内)

〒980-0802 仙台市青葉区二日町12番30号 日本生命勾当台西ビル8階

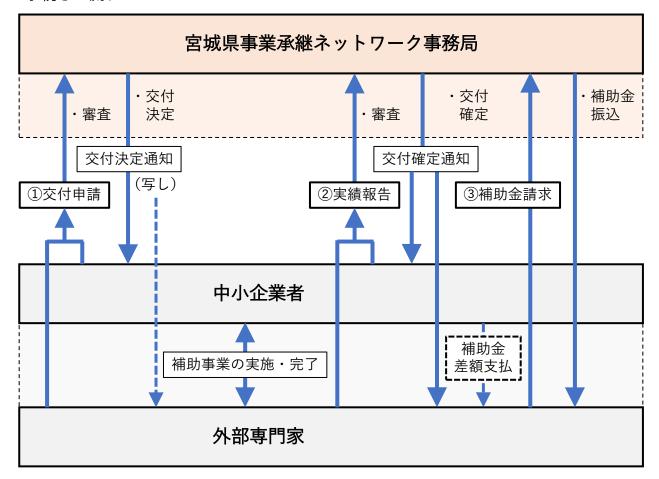
E-mail: network@hikitsugi-miyagi.com

TEL: 022-722-3895 FAX: 022-722-3854



宮城県事業承継ネットワーク

URL https://www.joho-miyagi.or.jp/hikitsugi-portal/



| | 提出書類 | 添付書類 | |
|---------|--|--|---|
| | 灰山自炔 | 法人 | 個人 |
| ①交付申請 | ・交付申請書 (第1号様式) | ・事業承継計画書 | |
| | ・事業計画書(第1号様式の2) | ・見積書(専門家の謝金単価は、 | 1時間当り税込11,000円) |
| | ・収支計画書(第1号様式の3) | ・履歴事項全部証明書 | ・住民票抄本 |
| | | ・直近の決算書 (確定申告書 別紙1,2,4表含む) | ・直近の確定申告書 (第1表、第2表、収支内訳表 又は青色申告決算書) |
| | | ※上記の別表1(法人)、第1表(個人)の控に収受印(e-Taxの場合 は受信通知)のあるもの。 | |
| | | ・その他、当機構が必要と認める | 5書類 |
| ②実績報告 | ・実績報告書(第6号様式) | ・本事業で専門家が申請者に交付した資料等の写し ・その他、当機構が必要と認める書類 | |
| | ・収支精算書(第6号様式の2) | | |
| | ・業務日誌(第6号様式の3) | | |
| ③補助金請求 | ・請求書(第7号様式) | ・振込依頼書の写し | |
| | | ※申請者から外部専門家への支持 分かるもの | 公い(補助金を除いた経費)が |
| ※申請の変更、 | 申請の変更、遅延、中止又は廃止する場合は、事務局へご連絡ください。所定の手続きがございます。 | | |